

議案第97号

さいたま市長の退職手当の特例に関する条例の制定について
さいたま市長の退職手当の特例に関する条例を次のように定める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市長の退職手当の特例に関する条例

平成21年5月27日において市長の職にあった者に支給する同日を含む任期に係る退職手当の額は、さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第9条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の規定により算定して得た額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。